平成２３年（フ）第１５５０２号
神奈川県横浜市港北区日吉５丁目23―57―105
債務者　時松　祐二
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５０３号
東京都町田市山崎町2200　山崎団地３―３―303
債務者　山口　正三
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５０６号
東京都中野区中野３丁目７―13―206
債務者　佐藤　　歩
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５０９号
東京都目黒区緑が丘２丁目６―７―202
債務者　大滝　佳彦
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５１２号
東京都板橋区三園２丁目13―16―Ａ―207
債務者　鈴木つね美
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５１３号
東京都町田市成瀬1152―２―８―201
債務者　菊間　春美（旧姓青柳）
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５１８号
千葉県船橋市西習志野３丁目30―４―201
債務者　四家　道之
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１５５２１号
東京都台東区千束３丁目16―５―402
債務者　細渕　美代
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３６７号
北海道旭川市神楽岡13条６丁目１番６号
債務者　福田　　寛
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３７９号
北海道旭川市末広東３条３丁目３番22号　森夢Ⅰ―101号室
債務者　上神田　真
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３８１号
北海道旭川市東旭川南１条３丁目２番14号　ライフマンションⅡ
債務者　近野　和彦
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０６号
北海道旭川市９条通10丁目2191番地の113　ＴＫマンション204号
債務者　門脇　要次
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４０７号
北海道旭川市西神楽３線25号545番地の15
債務者　高瀬ジーナこと　ＴＡＫＡＳＥ　ＧＩＮＡ　ＢＡＳＢＡＳ
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１１号
北海道旭川市神楽６条14丁目４番12号
債務者　前澤　順一
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４１３号
北海道旭川市東光８条４丁目３番２号　富コーポ201号室
債務者　井上　恵子
1　決定年月日時　平成23年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月18日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部